

新型コロナウイルス感染症対策 訪問看護ステーション

で取り組みましょう

令和2年5月7日



一般社団法人全国訪問看護事業協会

目次

ステップ1. 今、実施していることを確認してみましょう	2 ページ
(1) 運営方針について	
(2) 業務内容の優先順位について	
(3) 話し合いの方法や連絡体制	
(4) スタッフのこころのケア	
ステップ2. スタッフと事業所の方針を話し合みましょう	3 ページ
(1) 勤務体制や事務所の取り組み	
(2) 利用者やご家族への対応	
(3) ステーション外のお職種と共有する連絡事項について	
(4) 必要な衛生材料・医療材料等の確保について	
ステップ3. 利用者や家族等と話し合っておきましょう	5 ページ
(1) 個別に利用者の理解を得るよう気を配ります	
ステップ4. 最新情報を入手するよう心がけましょう	8 ページ
(1) 新しい情報を日々チェックしましょう	
○参考資料○	9 ページ

ステップ1. 今、実施していることを確認してみましょう

(1) 運営方針について

事業所内の運営方針を法人とも相談して決定していますか

(2) 業務内容の優先順位について

①「必ず行う必要がある」「一時的に行わない」「中止する」など業務ごとの必要性を職員間で共有していますか

②実施している業務を定期的に確認し、変更等の対応を行っていますか

(3) 話し合いの方法や連絡体制

①話し合いを行う時は、短時間で効率的にできるよう準備をしましょう

②スタッフ間の連絡体制は、職員全員が把握できていますか

(4) スタッフのこころのケア

スタッフは、自身や家族の感染の心配や、利用者や家族の対応で「不安やストレス」を抱えています。スタッフの心情に配慮した取り組みをしていますか

ステップ2. スタッフと事業所の方針を話し合しましょう

(1) 勤務体制や事務所の取り組み

- ①事業所毎に優先順位を考慮した業務内容の検討を行います。
- ②スタッフや同居家族に感染が疑われる場合の連絡や対応の体制をあわてないように、あらかじめ検討しておきましょう(p10 参照)
- ③物品調達・情報収集・連絡担当など新型コロナウイルスへの対応は役割分担をして一定の人に負担がかからないように配慮します。

(2) 利用者や家族への対応

- ①利用者や家族に説明する文書を準備します。(p6、7参照)
- ②訪問に関する予防的な取り組みについて確認しましょう
- ③利用者や同居家族等が感染した場合の対応についてあらかじめ考えておきましょう(p11 参照)
- ④万が一に備えて、担当者を含めて利用者の訪問トリアージをしておきましょう (p13参照)

(3) ステーション外その他職種と共有する連絡事項について

- ①まずは、事業所内での他事業所との連絡事項等の取り決めをし、主治医・ケアマネジャー・保健所等、に連絡しておきましょう。その際に、自事業所の運営方針も伝えます。
- ②感染者や休職者が出て、近隣のステーションと連携する場合、もしくは、近隣のステーションに利用者を変更する場合についてもどのようにするか検討しておきましょう。

(4) 必要な衛生材料・医療材料等の確保について

- ①マスクや防護衣の調達が難しくなっています。ネットでマスク等を売り出しているサイトを探したり、また、代替え用品についても検討します。(p14参照)
- ②利用者毎に医療材料・薬のチェック表を準備し、利用者や家族と協力して必要量を確保します。

スタッフ向け説明文書(例)

(情報提供：安芸地区医師会総合介護センター 統括所長 板谷裕美氏作成 一部改変)

令和 年 月 日

職員各位

〇〇訪問看護ステーション
管理者 〇〇 〇〇

令和 年 月 新型コロナウイルス感染対策 (例)

I. 基本方針等

1. 急を要しない会議や勉強会は中止とする
2. 外部研修会は中止とする
3. 事務所内においても、手洗い、手指消毒、マスク着用し感染予防に努める
4. パートタイマー職員が事務所に参集する場面は極力少なくする
5. 学校の休校に伴い、職員の勤務状況と利用者訪問の調整が必要となる可能性がある
6. 利用者へ文書配布

II. その他

- ①事業所が業務を停止しなければならない場合について
- ②利用者宅から訪問前に『発熱がある』等の連絡を受けた時
- ③事業継続計画

1. 急を要しない会議や勉強会は中止とする。

- ・必要時、所長・各委員長が統括所長に相談する。必要な会議は、できる限り短時間とする。

2. 外部研修会は中止とする。

- ・自己で参加する場合についても各所長に報告・相談し、感染予防を十分に行なうこと。

3. 事務所内においても、手洗い、手指消毒、マスク着用し感染予防に努める

- ・物品が不足の状態が続いている。
- ・マスク：咳エチケットとしては必須（素材や形状は今あるものや手作りでもよい）
- ・職員は毎日検温し、発熱（基準は37.5℃以上）時は管理者に報告し、自宅待機とする。管理者は法人に報告する。管理者は全職員の健康状態を把握し記録に残す。
- ・発熱以外の症状ある場合、同居家族に症状がある場合は、出勤前に管理者に相談する。管理者は法人に報告し、対応を検討する。

4. パートタイマー職員が事務所に参集する場面は極力少なくする。

5. 学校の休校に伴い、職員の勤務状況と利用者訪問の調整が必要となる可能性がある

6. 利用者へ文書配布

7. その他

①事業所が業務を停止しなければならない場合等について

- ・利用者や職員が発症した場合の対応、利用者や職員の感染が疑われる場合の対応
- ・職員が新型コロナウイルス感染症を発症した場合

当該職員の所属する事業所については、14日間事業を停止する。

同事業所の職員は濃厚接触者として自宅待機とする。

事業が停止の際の代行訪問先の検討要（同法人事業所や近隣の訪問看護ステーションとの連携等）

②利用者宅から訪問前に『発熱がある』等の連絡を受けた時

- ・訪問を行う場合、標準予防策の徹底、家に入る前や玄関内で防護具を装着する

ステップ3. 利用者や家族等と話し合っておきましょう

(1) 個別に利用者の理解を得るよう気を配ります

- ① 今後の対応について利用者に説明する内容を文書にしてまとめておく
よいでしょう

〈盛り込む内容例〉

- ・受診、往診の状況
- ・医療機器の装着
- ・衛生材料の備蓄状況
- ・内服薬の確認
- ・独居の場合の生活状況
- ・緊急時の連絡先や家族がいる場合は連絡方法 等

- ② 訪問頻度・訪問時間・担当者が変更になる可能性について説明しま
す。
- ③ 近隣のステーションへ訪問依頼する場合があることも説明しておき
ます。
- ④ 基本的には担当しているスタッフが説明します。
- ⑤ 利用者に説明する時には、一方的に事業所の対応を押し付けるのでは
なく、利用者や家族の思いを聞き双方が歩み寄れるように話し合いましょ
う。

利用者・家族向け説明文書(例)

(情報提供：安芸地区医師会総合介護センター 統括所長 板谷裕美氏作成 一部改変)

令和 年 月 日

ご利用者およびご家族の皆様

〇〇訪問看護ステーション
管理者 〇〇 〇〇

新型コロナウイルス感染症への対策のお知らせとお願い

日頃から、〇〇訪問看護ステーションをご利用下さいましてありがとうございます。

皆様におかれましては、今回の新型コロナウイルス感染症の拡がりをご心配されていることと
思います。皆さまに〇〇訪問看護ステーションの考え方と対応、職員体制についてお知らせいた
します。また、皆さまにお願いがございます。何卒ご了承の上、ご協力お願いいたします。

1. 〇〇訪問看護ステーションの方針

〇〇訪問ステーションは、感染予防の注意を払いながら通常通りのサービスを提供したいと考
えています。その際、以下の対応をします。

- 1) スタッフ全員、毎日検温を行ないます。37.5℃以上の発熱や、咳、だるさなどの症状が多少でも
ある場合は、新型コロナウイルス感染症の診断がつかなくても自宅待機とします。
- 2) スタッフの家族に発熱や風邪症状がある場合も、症状が治まるまで、自宅待機とします。
- 3) 研修会や多くの人が集まる会への参加はしません。必要時は感染予防対策を行ないます。
- 4) 感染拡大や学校等の休校により、出勤困難なスタッフが増えた場合、状態が安定している方には
訪問回数を減らすなどご相談をさせていただきます。また、担当スタッフ以外の者が代わりに訪問す
る場合もあります。
- 5) スタッフは訪問時、手洗いを徹底し、マスクの他、ガウンを着用することもあります。
- 6) 事業所に、新型コロナウイルスの感染症が発生した場合には、保健所の指示に従い事業所を一時的
に休止することがあります。

2. ご利用者・ご家族へお願い

- 1) 毎日検温をしていただき、発熱等の症状がある場合、スタッフの訪問前にご連絡をお願い致しま
す。
- 2) ご利用者様が新型コロナウイルス感染症を疑われた場合、主治医と相談の上、対応させていただ
きます。他のご利用者への感染予防の観点から、症状によっては訪問看護を一時中止させていた
だくか、訪問を最後の時間で変更させていただくことがあります。
- 3) ご家族に発熱等の症状がある場合、スタッフが訪問中は、別室にて待機していただきますようお
願いいたします。
- 4) 厚生労働省作成の別紙「感染症対策へのご協力をおねがいします」等を参考にさせていただき、ご
利用者様・ご家族様も手洗いや咳エチケットを行ない、マスクを着用していただく事をお願いし
ます。

連絡先 (〇〇) 〇〇-〇〇 (〇〇訪問看護ステーション 〇〇まで)

利用者・家族向け説明文書(例)

(情報提供：安芸地区医師会総合介護センター統括所長 板谷裕美氏作成 一部改変)

令和 年 月 日

関係者各位

〇〇訪問看護ステーション
管理者 〇〇 〇〇

〇〇訪問看護ステーション一時休止のお知らせ

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、 月 日 () まで訪問看護の提供を休止とさせていただきます。

当事業所職員に新型コロナウイルスへの感染が確認されたため、行政機関および保健所と連携を図り対応を進めております。

感染拡大防止のため、安全が確認されるまでの間、訪問看護の提供を一時休止する事と致しました。安全が確認でき次第、訪問看護を再開する予定です。

休止の期間、訪問看護が必要な方はご相談ください。連携体制をとっている訪問看護ステーションをご紹介致します。また、ご利用予定の訪問看護ステーションに、継続にあたり必要な情報を提供致します。

訪問看護の再開につきましては、FAX 等でご案内させていただきます。

何卒ご理解・ご協力の程、よろしくお願いいたします。

連絡先

〇〇訪問看護ステーション
TEL : (〇〇) 〇〇-〇〇〇〇
管理者 〇〇 〇〇

ステップ4. 最新情報を入手するよう心がけましょう

(1) 新しい情報を日々チェックしましょう

- ①関連機関のホームページは、新しい情報に更新されています
- ②できるだけ、毎日チェックすると良いでしょう
- ③信頼のおける以下のサイトをチェックし最新の情報を入手するようになります。

〈事業所の対応の最新情報を調べる〉

- ・厚生労働省 分野別政策一覧 福祉・介護 介護・高齢者福祉

『介護事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応等について』

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00089.html

〈一般の人にも分かり易い〉

- ・首相官邸 『新型コロナウイルス感染症に備えて ～一人ひとりができる対策を知っておこう～』

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

〈訪問看護の職能団体が発信している〉

- ・全国訪問看護事業協会

<https://www.zenhokan.or.jp/new/information/corona/>

- ・日本訪問看護財団

<https://www.jvnf.or.jp/blog/info/korona>

〈その他、参考になる関連サイトについては、p18をご覧ください〉

○ 参 考 資 料 ○

- 1) スタッフ及びその家族に感染が疑われる場合の対応 10 ページ
- 2) 利用者や家族等に感染が疑われる場合の対応 11 ページ
- 3) 指定感染症としての対応 12 ページ
- 4) 訪問トリアージ 13 ページ
- 5) 代替となる個人用防護具 14 ページ
- 6) 災害対策の応用 17 ページ
- 7) 国や団体等から発信されている関連サイト 21 ページ

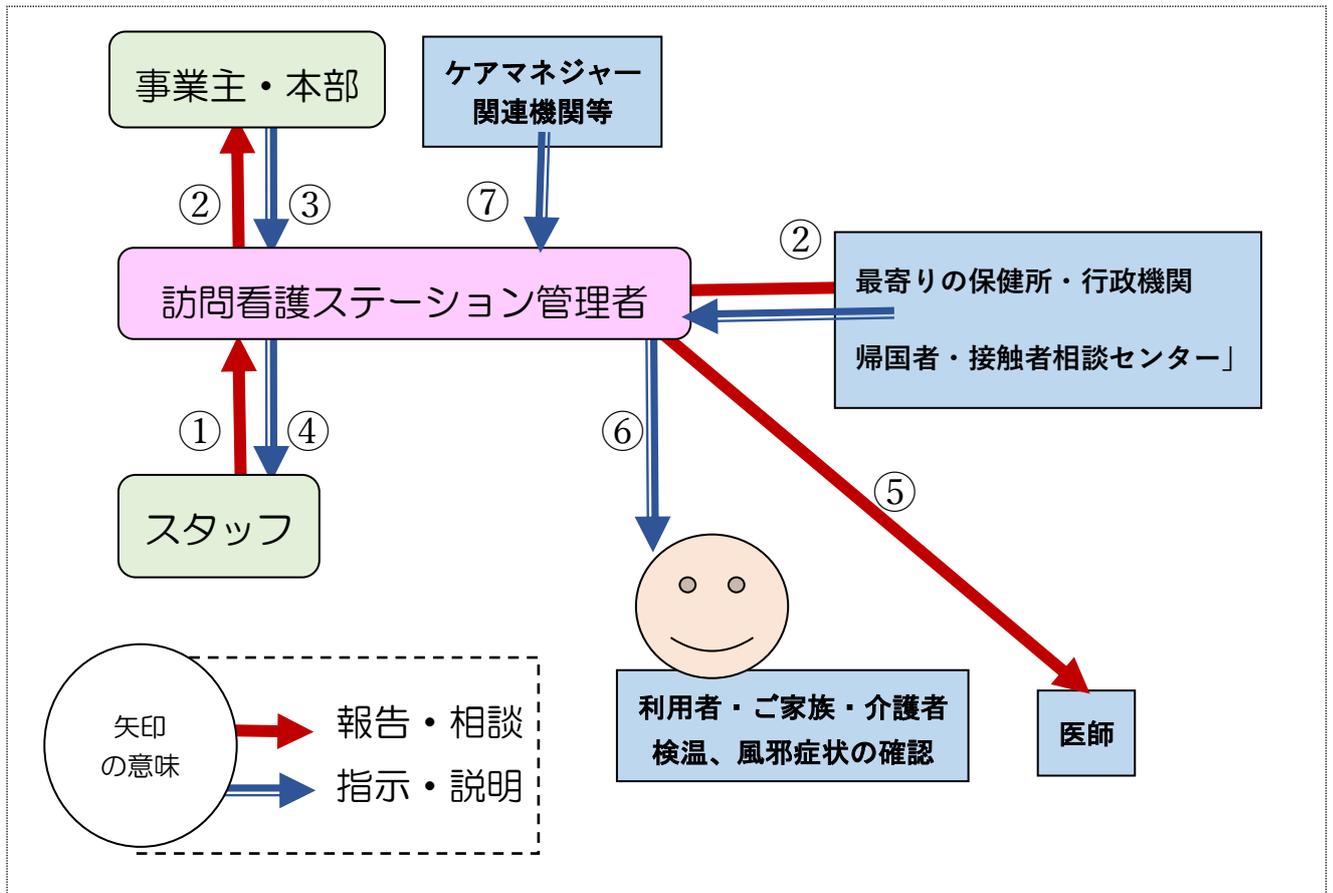
1) スタッフ及びその家族に感染が疑われる場合の対応

疑われる者とは (帰国者・接触者相談センターへ相談する目安です)

- ①息苦しさや強いだるさ(倦怠感)、高熱が出た場合(高齢、基礎疾患のある方、妊婦は症状があれば直ぐ)
- ②新型コロナウイルス感染が疑われる者と長時間(数分以上)や、防護具なし(手袋・マスク・ガウン)の接触、汚染物質に直接触れた可能性が高い

- 症状がある場合は自宅待機とし、管理者は保健所へ報告し指示に従います
- 事業の継続・休止、代行訪問等について検討しましょう
- 濃厚接触が疑われる利用者や家族への対応を行いましょう
- 濃厚接触が疑われる他の職員の症状報告や就業について検討しましょう
- 感染が疑われる当該職員の体調について経過確認しましょう

◎職員に発生が疑われる場合



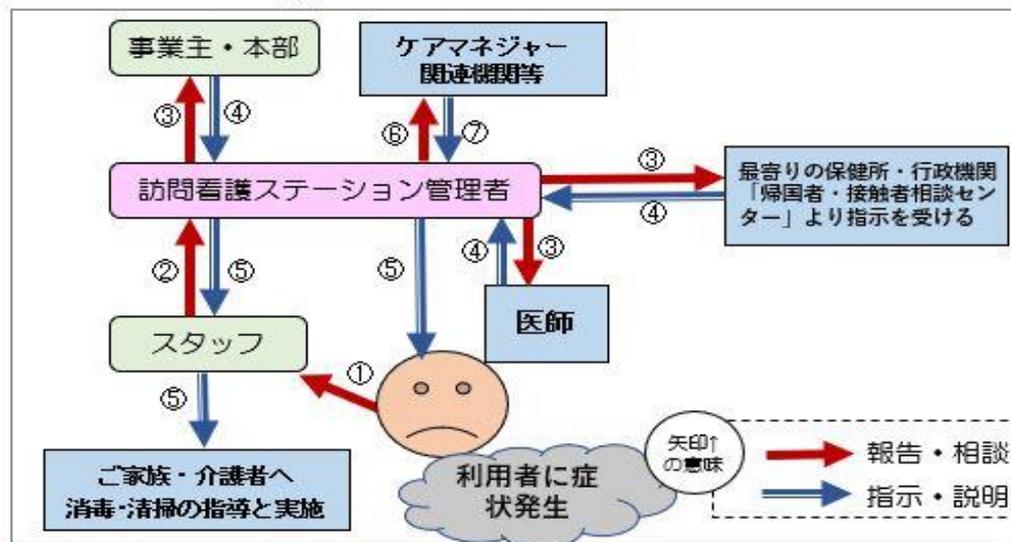
2) 利用者や家族等に感染が疑われる場合の対応

- 症状確認後、管理者・主治医・ケアマネジャー等へ連絡しましょう
- ご家族や介護者へ消毒や清掃などについて指導を実施しましょう
- ご家族等へ、感染がないか継続的に電話等で確認しましょう
- 濃厚接触が疑われる他の職員に対し、症状報告と就業について検討しましょう
- 管理者は保健所へ報告し、対応について指示に従いましょう

1. 部屋を分ける：分けられない場合は、仕切りやカーテンを設置して遮蔽する
2. ケアは限られた者で実施：妊婦、糖尿病・心疾患・腎疾患などの持病があれば、介護を避ける
3. マスクをつける：使用中のマスクは部屋から出さない
4. こまめな手洗い・アルコール消毒：目・鼻・口を触らない、体温計・血圧計は居室内に準備する
5. 定期的な換気：他の部屋も、1～2時間ごとに5～10分間行う
6. 手で触れる共有部分の消毒：ドアノブ・ベッド柵は、0.05%に薄めた次亜塩素酸ナトリウム（6%の原液 25ml：3ℓ）で拭き、トイレ・洗面所は通常の掃除をこまめに行い、タオルは共有しない
7. 汚れたりネン・衣服の洗濯：手袋・マスクをつけ、一般的な洗剤で洗濯し、完全に乾かす
8. ゴミは密封して捨てる：鼻水・痰・唾液を拭いたティッシュはビニール袋に入れ、口を閉じ、廃棄後は手洗い・消毒をする

（厚生労働省 令和2年3月1日版「ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合—家庭内でご注意いただきたいこと8つのポイント」）

◎利用者には発生が疑われる場合



3) 指定感染症としての対応

新型コロナウイルス感染症は、令和2年1月「感染症法に基づく指定感染症」に指定されました。診療・入院は公費により保障されます。

指定感染症に罹患すると、就業、措置入院・退院、療養場所の消毒、死亡時のご遺体の移送等、制限がかかる場合があります、保健所などの指導を受けながら対応を検討していくこととなります。

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令等の施行について（施行通知）健発0128第5号令和2年1月28日

厚生労働省健局長通知 <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000589747.pdf>

〈新型コロナウイルス感染症について講じることのできる主な感染症法上の措置〉

- ・ 疑似症患者に対する適用（第8条第1項）
- ・ 医師の届出（第12条）
- ・ 感染症の発生の状況、動向及び原因の調査（第15条）
- ・ 健康診断（第17条） ・ 就業制限（第18条）
- ・ 入院（第19条及び第20条）
- ・ 移送（第21条）
- ・ 退院（第22条）
- ・ 検体の収去等（第26条の3）
- ・ 検体の採取等（第26条の4）
- ・ 感染症の病原体に汚染された場所の消毒（第27条）
- ・ ねずみ族、昆虫等の駆除（第28条）
- ・ 物件に係る措置（第29条）
- ・ 死体の移動制限等（第30条）
- ・ 質問及び調査（第35条）
- ・ 入院患者の医療（第37条）

※ 括弧内は、感染症法の条文番号

4) 訪問トリアージ

訪問トリアージは、医療資源(医療スタッフや物品等)が制約される中で、一人でも多くの利用者に最善のケアを行うため、病態などの緊急度に応じて訪問看護の優先順を決めることです。自事業所における訪問看護の優先順位を共有しておくことも必要でしょう。

(情報提供：安芸地区医師会総合介護センター 統括所長 板谷裕美氏作成 一部改変)

新型コロナウイルス感染症 訪問看護予定表						年 月 日
利用者名	訪問トリアージ	訪問曜日 時間	担当職種 ①Ns ②Ns + リハ ③リハ	ケア内容 1. 清潔 2. 排泄援助 3. 服薬 4. 医療処置 5. ターミナルケア 6. リハビリ 7. その他	デイ・ショート 利用の有無 ①デイ利用あり ②ショート利用あり ③デイ、ショート利用あり ④利用なし	備考
	1. 訪問が必要 2. 回数調整可 3. 時間短縮・変更可 4. 中止・休止可					
A	1	日以外毎日	1	4, 5	4	
B	4	火・金	3	7	1	
C	4	火・木	2	1, 2	3	
D	4	水・金	2	1, 4	1	
E	4	火・金	2	1, 3, 7	1	

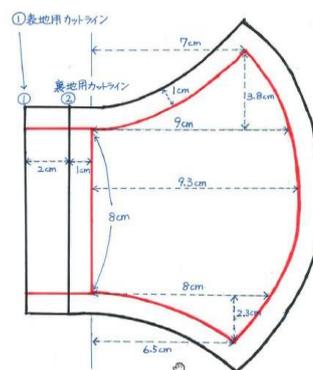
エクセルを用いると、後で集計しやすい

実際に訪問看護活動を縮小したり休止する場合、主治医やケアマネジャー等と相談し、訪問看護内容を決定します。

5) 代替となる個人用防護具 (PPE: personal protective equipment)

個人用防護具を他のもので代替することは、本来、望ましいとは言えません。しかし、防護具の安定供給が得られない場合、身近な物で創意工夫してみてもいいでしょうか。

〈手製のマスクの作り方〉



①型紙（縫い代のついたまま）で、表布と裏布の型をとる。

裏布は、表布より縫い代1cmを使用する。



②表布と裏布それぞれ丸い部分を縫い合わせる。

を縫い合わせる。



③縫い代部分にはさみで2cm 間隔程度の切り込みを入れ、

開いて両脇を縫う。



5) 代替となる個人用防護具 (PPE: personal protective equipment)

④表布と裏布を併せて縫う

⑤裏返り、上縁と下縁部分に
ミシンをかける



⑥両端の表布を三つ折りにして縫い、ゴム通しを作る



⑦ゴムを通して完成



上記の作り方以外にも、動画サイトや企業のホームページにもマスクの作り方はたくさん紹介されています。探してみてください。

5) 代替となる個人用防護具 (PPE: personal protective equipment)

〈防護具〉

代用品	用途
ゴミ袋	エプロン代わりに底部分に穴を3箇所開け、かぶります。
花粉・スキー用ゴーグル	吸引時や屋外で眼を保護。毎日洗って清潔に保つようにします。
レインバイザー	吸引時や屋外で顔を保護。サンバイザーよりツバが広いです。
入浴介助用エプロン	エプロン代わりに使用。何度も洗って使用できる。
靴下	この時期は多めに準備します。ビニール袋に入れて持ち帰る。
大きめのスカーフなど	頭から顔を保護。体にも巻ける。用途色々で毎日洗える。
クリアファイル	透明なので、穴を開けて顔の保護に使える



レインバイザー



クリアファイルを活用した防護具 日経メディカル



ゴミ袋や下敷きを活用した防護具

(参照) サージカルマスク、長袖ガウン、ゴーグル及びフェイスシールド、の例外的取扱いについて

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 事務連絡 令和2年4月14日

<https://www.mhlw.go.jp/content/000622132.pdf>

6) 災害対策の応用

それぞれの事業所で地震や台風などの災害に備えた取り組みを行っていると思います。そのワークシートを活用してはいかがでしょうか。参考としていくつか掲載します。ご利用者や家族の方々と話をしながら確認して準備をしたり、チェックリストをご自宅の見やすい場所に置いておくなどしてご活用ください。

〇〇様のための防災チェックリスト

<吸引器>

資料提供：さいわい訪問看護ステーション

災害前	何を準備するか？ 最低3日分	<input type="checkbox"/> 吸引器予備・・・ <input type="checkbox"/> 充電式 <input type="checkbox"/> 手動式 <input type="checkbox"/> 足踏み式 <input type="checkbox"/> 乾電池式 <input type="checkbox"/> 3電源式 <input type="checkbox"/> 吸引器代用品（シリンジやペットボトル等） <input type="checkbox"/> 吸引カテーテル（ Fr・本） <input type="checkbox"/> 衛生材料（アルコール綿、スワブ、水） <input type="checkbox"/> 吸入器（電池式） <input type="checkbox"/> 薬剤（吸入薬等）
	誰と何を話し合うか？ 確認	<本人・家族>と ・安全対策の確認 ⇒本人の身の回りの物品の転倒防止対策（固定）の確認 ・停電時に現在持っている吸引器が使用可能か否かの確認 ・代用品の使用方法的確認と使用方法のトレーニングの実施 ・排痰方法（体位ドレナージやスクウィーピング、スワブでの除去方法）の確認 ・吸入の有無と薬剤のストックの確認及び保管場所の確認 ※手順書が必要な利用者には作成し掲示 ※副介護者や離れた家族へもアナウンス必要 <主治医>と ・吸引カテーテルや吸入薬等のストックの確認 ・トラブル時の対応方法と指示の確認 <機器の業者>と・・・ <input type="checkbox"/> 帝人 <input type="checkbox"/> 星医療酸機 <input type="checkbox"/> フクダ ・災害時の連絡方法等災害時の事業所の対応方法の確認 <ステーションスタッフ>と ・自宅の物品保存場所や残数、チェックリストの場所の確認 ・キーパーソンは誰か、排痰方法は誰ができるかの確認 <サービス担当者会議等>で ・災害時の対応方法の確認（必要時フローチャートの作成）
災害時	支援者は誰？その連絡先は	<input type="checkbox"/> 家族（ ） <input type="checkbox"/> 近隣者（ ） <input type="checkbox"/> 友人・知人（ ） <input type="checkbox"/> 駆けつけられる親族（ ） <input type="checkbox"/> 民生委員（ ） <input type="checkbox"/> 町内会・自治会（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）

〇〇様のための防災チェックリスト

〈 在宅酸素 〉

資料提供：さいわい訪問看護ステーション

災害前	何を準備するか？ 最低3日分	<input type="checkbox"/> 酸素ボンベ（ L 本） <input type="checkbox"/> 鼻カニューレ（ 本） <input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 衛生材料 フィルター予備（ 個） 加湿水（ 本）
	誰と何を話し合うか？ 確認	<本人・家族>と ・安全対策の確認 ⇒本人の身の回りの物品の転倒防止対策（固定）の確認 火気注意 ・停電時のボンベへの切り替え方法と使用方法の確認とトレーニング ・同調器の使用法（連続作動への切り替え方法）の確認とトレーニング ・ボンベのストック場所の確認 ・移動時のボンベの運搬方法・ <input type="checkbox"/> カート <input type="checkbox"/> リュック ※手順書が必要な利用者には作成し掲示 ※副介護者や離れた家族へもアナウンス必要 <主治医>と ・本人の呼吸機能の状態・在宅か病院か ・トラブル時の対応方法と指示の確認 <機器の業者>と ・災害時の連絡方法の確認 ・HOTの内蔵充電バッテリーの有無と連続使用時間の確認 ・ボンベの最大使用時間の確認 <ステーションスタッフ>と ・自宅の物品保存場所や残数、チェックリストの場所の確認 ・キーパーソンは誰か、排痰方法は誰ができるかの確認 <サービス担当者会議等>で ・災害時の対応方法の確認（必要時フローチャートの作成）
災害時	支援者は誰？その連絡先は	<input type="checkbox"/> 家族（ ） <input type="checkbox"/> 近隣者（ ） <input type="checkbox"/> 友人・知人（ ） <input type="checkbox"/> 駆けつけられる親族（ ） <input type="checkbox"/> 民生委員（ ） <input type="checkbox"/> 町内会・自治会（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）

〇〇様のための防災チェックリスト

<経管栄養> 胃瘻 胃管 腸瘻 食道瘻

資料提供：さいわい訪問看護ステーション

災害前	何を準備するか？ 最低3日	<input type="checkbox"/> 栄養剤（栄養剤名 _____ 本） <input type="checkbox"/> 市販の高カロリー栄養（ _____ 個） <input type="checkbox"/> イルリガートル（ _____ 本） <input type="checkbox"/> カテーテルチップ（ _____ ml _____ 本） <input type="checkbox"/> 延長チューブ（ _____ 本） <input type="checkbox"/> 胃管（ Fr _____ 本） <input type="checkbox"/> その他チューブ（ _____ 本） <input type="checkbox"/> 絆創膏（ _____ 個） <input type="checkbox"/> フィルム剤（ _____ ） <input type="checkbox"/> ウエットティッシュ（ _____ ） <input type="checkbox"/> 綿棒（ _____ ） <input type="checkbox"/> 水（ _____ ） <input type="checkbox"/> フィーディングポンプバッテリー、手動加圧ポンプ
	誰と何を話し合うか？ 確認	<本人・家族>と ・栄養注入を誰が行うか <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） ・胃管の場合、交換は誰が行うか <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） 栄養代用品の知識はあるか、流動食の作り方など工夫について情報提供を受けているか ・必要物品をどこに置き保管するか ・本人の療養スペースは安全か <主治医>と ・災害時を踏まえ余分に処方薬・衛生材料などが準備可能か確認 ・ポンプの場合、手動に切り替えての投与でよいか、市販の栄養剤を使用してもよいか <調剤薬局>と ・薬剤の保存法などを予め確認 <ステーションスタッフ>や<サービス担当者会議>と ・自宅の物品保存場所や残数、チェックリストの場所 ・キーパーソンは誰か、医療処置は誰ができるのか
災害時	支援者は誰？ その連絡先は	<input type="checkbox"/> 家族（ _____ ） <input type="checkbox"/> 近隣者（ _____ ） <input type="checkbox"/> 友人・知人（ _____ ） <input type="checkbox"/> 駆けつけられる親族（ _____ ） <input type="checkbox"/> 民生委員（ _____ ） <input type="checkbox"/> 町内会・自治会（ _____ ） <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）

7) 国や団体等からが発信されている関連サイト

訪問看護ステーションで働く皆さんに必要なと思われる主なサイトを紹介します。
参考にしてください。

厚生労働省 『新型コロナウイルス感染症について』

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

厚生労働省 『介護事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応等について』

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00089.html

首相官邸 『新型コロナウイルス感染症に備えて ～一人ひとりができる対策を知っておこう～』

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

内閣官房 『新型コロナウイルス感染症対策』

<https://corona.go.jp/>

一般社団法人日本環境感染症学会 『新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応について』

http://www.kankyokansen.org/modules/news/index.php?content_id=328

公益財団法人笹川保健財団 『【コロナ対策】訪問看護ステーションが今できること』

<https://www.shf.or.jp/information/8026>

一般社団法人日本産業カウンセラー協会

<https://www.counselor.or.jp/covid19/tabid/505/Default.aspx>

厚生労働省・神戸大学 『ゼロからはじめる人生会議 「もしものとき」について話し合おう』

<https://www.med.kobe-u.ac.jp/jinsei/>

公益社団法人日本医師会 『新型コロナウイルス感染症』

https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009082.html

公益社団法人日本看護協会 『新型コロナウイルス感染症関連情報』

https://www.nurse.or.jp/nursing/practice/covid_19/

一般社団法人全国訪問看護事業協会 『新型コロナウイルス感染対策の特設ページ』

<https://www.zenhokan.or.jp/new/information/corona/>

・ 訪問看護に係る通知等は「お知らせ・最新情報」<https://www.zenhokan.or.jp/new/> を参照

公益財団法人日本訪問看護財団 『新型コロナウイルス感染症対策のお知らせ』

<https://www.jvnf.or.jp/blog/info/korona>

新型コロナウイルス感染症対策訪問看護ステーションで取り組みましょう

発行日 令和2年5月

発行 一般社団法人全国訪問看護事業協会

〒160-0022 東京都新宿区新宿1丁目3番12号 壺丁目参番館 401

TEL 03 (3351) 5898 FAX 03 (3351) 5938

※ [非売品] 本書の内容を引用・転載する場合はご連絡ください。
